

ひろしま自然保育推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、「ひろしま自然保育認証制度実施要領（平成29年10月10日施行）」（以下「実施要領」という。）第5条第2項に基づき認証を受けている者（以下「認証団体」という。）が行う事業の一部に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、広島県補助金等交付規則（昭和48年広島県規則第91号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、県内の幼児教育・保育施設（幼稚園、保育所、認定こども園及び認可外保育施設等であって、未就学児の教育、保育又はこれに類する子育て支援等を行う施設をいう。）において、自然体験活動の推進を図ることを目的とする。

(交付の対象事業)

第3条 この補助金の交付の対象となる事業は、実施要領第5条第2項に基づき認証を決定された日以降に実施される自然保育の充実又は振興に資すると認められる事業であり、次の各号に示すものとする。

- (1) 自然保育の知識や技術、また、幼児の安全確保の向上を図ることを目的として開催される研修及び講習に参加する経費
- (2) 自然保育の知識や技術の向上を図ることを目的として認証団体が開催する研修等に要する経費

(交付額の算定方法)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費、基準額及び補助率は別表のとおりとし、対象経費の実支出額と基準額を比較して少ない方の額に、補助率を乗じて得た額を交付額とする。ただし、算出された額に1円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は別記様式第1号のとおりとし、提出期限は知事が別に定める。

(交付の条件)

第6条 規則第5条第1項及び第3項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止する場合には、知事の承認を受けなければならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となっ

た場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(変更申請)

第7条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容の変更を行う場合は、第5条に定める申請手続に準じて速やかに行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期間は、規則第6条の通知を受領した日から起算して20日以内とする。

(実績報告)

第9条 規則第12条の規定による事業実績報告書の様式は別記様式第2号のとおりとし、提出期限は当該事業の完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する県の会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日とする。

(帳簿等の保存期間)

第10条 規則第21条の規定による帳簿及び書類を保存しなければならない期間は、当該事業の完了の日から起算して5年を経過した日の属する県の会計年度の末日までとする。

附 則

この要綱は、平成29年10月10日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年11月8日から施行し、平成29年度分の補助金から適用する。

別表（第4条関係）

対象経費	基準額	補助率
認証団体が行う研修等に要する次に掲げる経費 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 需用費（消耗品費，印刷製本費，燃料費，光熱水費等） (4) 役務費（通信運搬費，広告料等） (5) 委託料（会場設営費等） (6) 使用料及び賃借料（会場借り上げ料，車両借上料等） (7) 負担金，補助金及び交付金（研修参加負担金）	300 千円／年	1 / 2